

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 8月度)

1 日 時 令和5年8月2日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午前10時30分

2 場 所 氷見市役所A棟2階 全員協議会室

3 出席委員 13名

1番	三島 幸浩	2番	両國 明美	4番	栗山 敬行
5番	平井 清一	6番	田中 昭一	7番	池田 貢
8番	宮木 克幸	9番	川上 三郎	10番	吉田 純夫
11番	森 久志	12番	高木 良治	13番	山本 善榮
14番	浮橋 勉				

4 欠席委員 1名

3番 上野 和枝

5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について

6 職務のため出席した事務局等職員

5名

局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

事務員 川田 安広

市長部局から

農林畜産課 主査 遠藤 優子

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度8月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を平井委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

…………農業委員会憲章の朗読…………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、
 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 意見を付する件
 第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
 であります。

□議長（会長） 本日は、上野委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員14名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、三島委員、栗山委員にお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分の利用集積

計画であり、中間管理機構分についてはございません。

番号 1 ~——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——m²を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、举手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第 1 号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第 2 号議題 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第 2 号議題 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について意見を付する件 4 件につきまして、ご説明いたします。

農地法第 4 条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第 5 条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回は、4 件ともに第 5 条申請となっております。

番号 1、地区は——です。

使用借人は氷見市**—番地（氏名**）、

使用貸人は氷見市**—番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**—番、申請書において地目は登記が畠、現況

が_____、現地は_____として利用されている状況です。

申請面積は_____m²、転用目的が_____、権利は使用貸借権設定です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2、地区は_____です。

使用借人は高岡市* * —番地（氏名* *）、

氷見市* * —番地（氏名* *）、

使用貸人は氷見市* * —番地（氏名* *）、

申請地は、氷見市* * —番、—番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畠として利用されている状況です。

申請面積は_____m²、転用目的が_____、権利は使用貸借権設定です。

農地区分は第2種農地です。

番号3、地区は_____です。

使用借人は氷見市* * —番地（氏名* *）、（氏名* *）

使用貸人は氷見市* * —番地（氏名* *）、

申請地は、氷見市* * —番、—番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畠として利用されている状況です。

申請面積は_____m²、転用目的が_____、権利は使用貸借権設定です。

農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は_____です。

譲受人は氷見市* * —番地（氏名* *）、

譲渡人は富山市* * —番地（氏名* *）、

申請地は、氷見市* * —番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は_____として利用されている状況です。

申請面積は_____m²、転用目的が_____、権利は所有権移転です。

農地区分は第2種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました、わたしと事務局員による現地調査につきまして、わたしから報告をいたします。

(会長) 先般＊＊月＊＊日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、番号2と3は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る2件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号3と4には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、4件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と、わたしの現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願ひします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課(事務局併任職員)より説明)

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

また、農振編入とは、除外と逆で農業振興施策の推進等のため、農用地区域への編入を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在、隣接地に事務所を構えているが、駐車スペースが不足しており、早急に駐車場を確保する必要があったが、——インターチェンジに近いことの利便性、防犯や従業員の作業効率の面から事務所周辺で検討したが、願出地以外に目的が達成でき、かつ取得可能な土地が見つからなかったからとのことです。

番号2、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

氷見市**——番地（氏名**）、

対象地は、氷見市**——番、——番、——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在、古民家をリフォームして高齢者介護施設を運営しているが、当該施設の老朽化が著しく、新築することにしたが、施設利用者の環境を変えたくないとの思いから、既存施設周辺での候補地を模索したが、願出地以外に目的が達成でき、かつ取得可能な土地が見つからなかったからとのことです。

番号3、地区は——です。

こちらは、編入の案件になります。

願出者は氷見市＊＊——番地（氏名＊＊）、

対象地は、氷見市＊＊——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに畠、現地は畠として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域へ編入する理由として、譲受人は現在、リンゴ農園を運営しており、願出地を新たに開墾してリンゴ畠として利用し始めたが、補助金等を活用するには、農用地区域であることが必要な要件になるからとのことです。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件3件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました、わたしと事務局員による現地調査につきまして、わたしから報告をいたします。

（会長） 先般＊＊月＊＊日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、3件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されています。

以上、今回の案件3件のうち番号1と2は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したこと、番号3は編入に支障がないと判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と、わたしの現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願ひします。

（＊＊委員） 除外と編入の違いを説明していただきたい。

（事務局） 農用地区域に指定されている農地を、住宅や駐車場など農業以外の用途に利用したい場合は除外に該当し、また、農用地区域外にある農地（いわゆる白地）を、補助金等の適用を受けるために農用地区域内へ入れたい場合は編入に該当します。

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようでございますので、異議等がないと認め、第3号議題氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、意見無しと市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年8月2日

議長

署名委員

署名委員